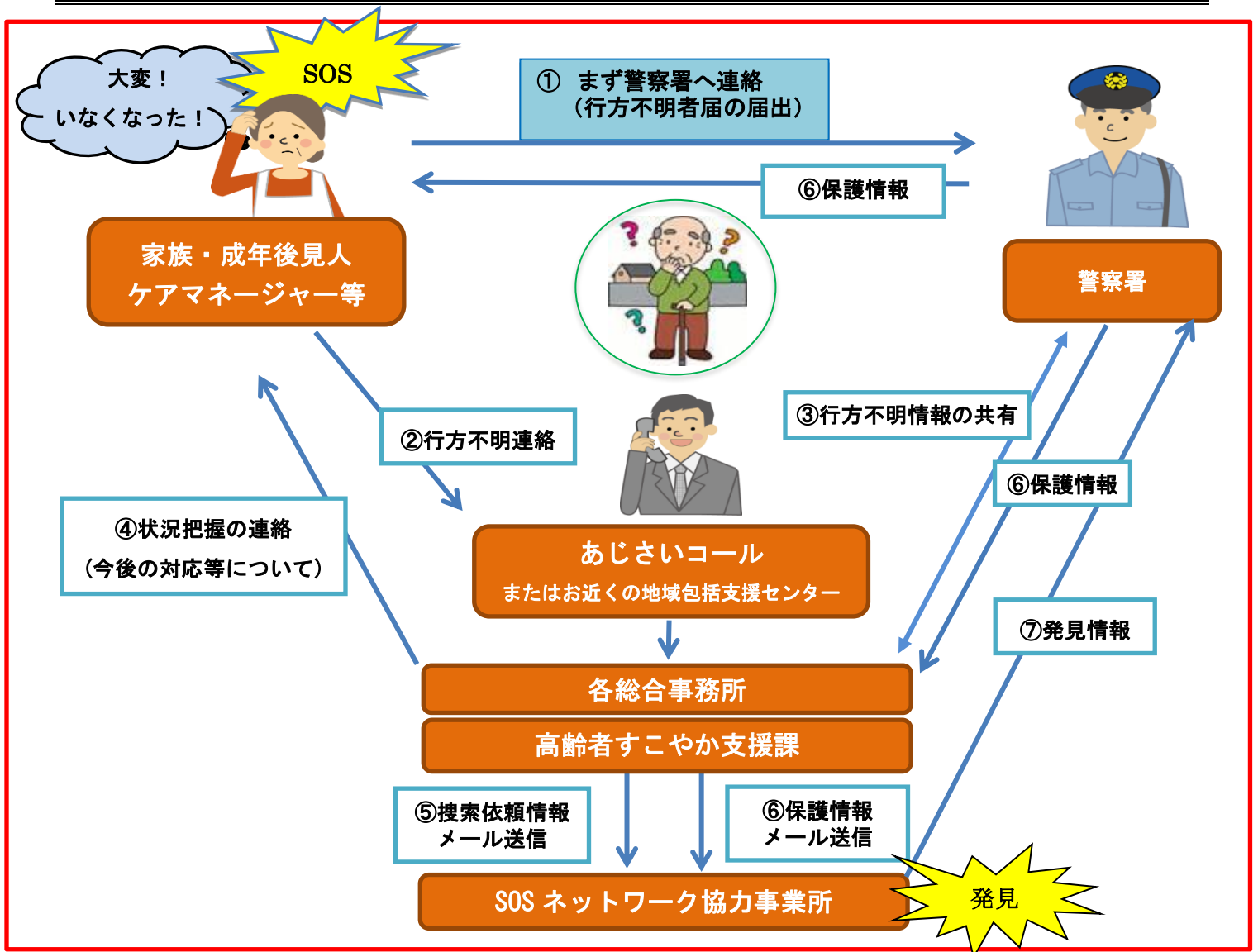


長崎市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業



認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気であり、起こる行動の1つとして『徘徊』があります。認知症高齢者が徘徊等で行方不明になった時に、一刻も早く発見・保護することができるよう、またご家族の負担を軽減するため、「長崎市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業」を利用しませんか？



事前に登録された方が行方不明になられた際、市内の地域包括支援センター・捜索に協力していただける協力事業所等に検索依頼情報をメールで一斉送信し、可能な範囲で捜索に協力していただくことで、早期発見・早期保護につなげます。

- 申請書は、各総合事務所・市内の地域包括支援センター窓口にあります
- 長崎市のホームページからもダウンロードできます

事前登録が必要です



本人・ご家族の皆様へ

対象者や手続きのご案内

| | |
|------------|--|
| 対象者 | 長崎市内在住の概ね 65 歳以上の方で、認知症等により行方不明になる心配のある人 (65 歳未満でも、若年性認知症などで同様の心配がある方も可) |
| 申請者 | 本人、家族、成年後見人、ケアマネジャー（本人や家族の申請が不可能な場合）等 |
| 利用者負担 | 無料 |
| 登録方法 | 長崎市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業登録申請書（第 1 号様式）に必要事項を記載し、お近くの総合事務所へ提出 (申請時、対象者の写真(希望者)が必要です) ※ 後日、登録決定(却下)通知書(第 2 号様式)が届きます |
| 行方不明高齢者発生時 | 警察署へ連絡し、行方不明者届の手続きを行う |



協力事業者の皆様へ

協力事業者の登録について

| | |
|------------|---|
| 対象事業者 | 介護サービス・介護予防サービス指定事業者 (居宅介護支援事業者、訪問介護、訪問看護ステーション、通所介護、通所リハビリ、福祉用具貸与、認知症対応型通所介護、移送支援サービス 等地域を巡回する事業所) |
| 登録方法 | 長崎市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業協力事業所登録申請書兼個人情報に関する誓約書（第 4 号様式）に必要事項を記載し、長崎市高齢者すこやか支援課へ提出 ※ 後日、登録決定(却下)通知書(第 5 号様式)が届きます |
| 行方不明高齢者発生時 | ①長崎市高齢者すこやか支援課からのメール内容をもとに、日常業務に支障の無い範囲で捜索活動に協力 ②行方不明高齢者を目撃・発見した際には、可能な範囲で身柄を保護すると共に、その情報を警察署へ連絡する |
| その他 | 行方不明高齢者発生時に限らず、日常の中で気になる高齢者を見かけたときには、声かけ、警察署への通報など高齢者見守りを行っていただきますようお願いいたします。 |

事業の問い合わせ・申込に関するご相談は

[ご本人の登録について]

[協力事業者の登録について]

中央総合事務所 TEL：829-1429

高齢者すこやか支援課

東総合事務所 TEL：813-9001

TEL:829-1146

南総合事務所 TEL：892-1113

北総合事務所 TEL：814-3400